◆法第53条の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査の手数料

(法第54条第2項の規定による申出がない場合)

ア 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するものであるとき

(ア)モデル建物法以外*の評価によるもの

建築物の用途	床面積の合計	評価書面が添付されない場合	評価書面が添付された場合
非住宅	300㎡未満	231,000円	14,000円
	300㎡以上 1,000㎡未満	292,000円	20,000円
	1,000㎡以上 2,000㎡未満	364,000円	30,000円
	2,000㎡以上 5,000㎡未満	512,000円	81,000円
	5,000㎡以上 10,000㎡未満	627,000円	125,000円
	10,000㎡以上 25,000㎡未満	738,000円	156,000円
	25,000㎡以上 50,000㎡未満	840,000円	194,000円
	50,000㎡以上	1,043,000円	270,000円

※ 標準入力法、主要室入力法、BEST省エネツール等

(イ)モデル建物法の評価によるもの

建築物の用途	床面積の合計	評価書面が添付されない場合	評価書面が添付された場合
非住宅	300㎡未満	91,000円	14,000円
	300㎡以上 1,000㎡未満	116,000円	20,000円
	1,000㎡以上 2,000㎡未満	147,000円	30,000円
	2,000㎡以上 5,000㎡未満	232,000円	81,000円
	5,000㎡以上 10,000㎡未満	300,000円	125,000円
	10,000㎡以上 25,000㎡未満	359,000円	156,000円
	25,000㎡以上 50,000㎡未満	419,000円	194,000円
	50,000㎡以上	540,000円	270,000円

イ 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するものであるとき

(ア)性能基準で認定を受けるとき

建築物の用途	床面積の合計	評価書面が添付されない場合	評価書面が添付された場合
戸建住宅	200㎡未満	45,000円	8,000円
	200㎡以上	48,000円	8,000円
	300㎡未満	77,000円	13,000円
	300㎡以上 2,000㎡未満	121,000円	23,000円
共同住宅	2,000㎡以上 5,000㎡未満	197,000円	46,000円
または	5,000㎡以上 10,000㎡未満	278,000円	80,000円
長屋住宅	10,000㎡以上 25,000㎡未満	534,000円	126,000円
	25,000㎡以上 50,000㎡未満	936,000円	188,000円
	50,000㎡以上	1,709,000円	283,000円

(イ)仕様基準で認定を受けるとき

建築物の用途	床面積の合計	評価書面が添付されない場合	評価書面が添付された場合
戸建住宅	200㎡未満	24,000円	8,000円
	200㎡以上	25,000円	8,000円
	300㎡未満	38,000円	13,000円
	300㎡以上 2,000㎡未満	61,000円	23,000円
共同住宅	2,000㎡以上 5,000㎡未満	104,000円	46,000円
または	5,000㎡以上 10,000㎡未満	154,000円	80,000円
長屋住宅	10,000㎡以上 25,000㎡未満	277,000円	126,000円
	25,000㎡以上 50,000㎡未満	464,000円	188,000円
	50,000㎡以上	808,000円	283,000円

- ウ 認定を受けようとする建築物の一部が住宅の用途に供するものであるとき 住宅の用途以外の用途に供する部分についてアの金額に、住宅の用途に供する部分についてイの金額を
- ◆法第55条第1項の規定に基づく変更の認定の申請に対する審査の手数料 (法第54条第2項の規定による申出がない場合)
- ・変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積が増加する部分は、その増加する床面積)とし、 上記の表による面積区分による手数料とする。(建築基準法による変更の面積算定に準ずる)
- ・ 法第53条第2項第3号に掲げる事項のみを変更する場合にあっては、4,800円

- ◆軽微な変更に関する証明書の交付に対する審査
- ・変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積が増加する部分は、その増加する床面積))とし、 上記の表による面積区分による手数料とする。
- (注)法第54条第2項の規定による申出がある場合の手数料の加算 建築確認申請手数料が別途必要となる。